

郡山市介護サービス事業者等監査要綱

平成20年3月31日制定

平成20年4月1日一部改正

平成20年8月29日一部改正

平成21年6月25日一部改正

平成24年10月1日一部改正

平成28年3月30日一部改正

【保健福祉部介護保険課】

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第115条の7、第115条の17、第115条の27及び第115条の33の規定に基づき、居宅サービス等、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求又は法第115条の45の7の規定に基づき、第1号事業の内容並びに第1号事業支給費に係る費用の請求に関する監査について、基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査の趣旨)

第2条 監査は、郡山市介護サービス事業者等指導要綱（平成20年3月31日制定。第5条において「指導要綱」という。）第2条に規定する事業者等（以下「事業者等」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、第7条に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を明確にし、公正かつ適切な措置をとるためにこれを行う。

(監査対象となる事業者等の選定基準)

第3条 監査は、次に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（この号において「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 連合会からの通報情報

エ 介護保険給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

オ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第23条による指導において、事業者等について確認した指定基準違反等

2 前項に定めるもののほか、営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査については、

営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について（平成20年7月4日付け厚生労働省通知）に基づき、別途監査実施計画により対象を定め行うものとする。

（監査の実施機関等）

第4条 監査の実施については、介護保険課が所掌し、保健福祉総務課及び介護保険課の職員並びに保健福祉部長が必要と認める職員が行う。

（監査の方法等）

第5条 監査の方法及び手続きは、次のとおりとする。

- (1) 市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、事業者等に対し、報告若しくは帳簿等の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。
- (2) 監査の実施に当たっては、保健福祉部長が指名する2名以上の職員をもって監査班を編成し、うち1名以上は課長補佐相当職以上の職にあるものを充てるものとする。
- (3) 市長は、監査対象となる事業者等を決定したときは、実施日時及び場所等について当該事業者等の開設者にあらかじめ通知するものとする。ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合には、監査の当日に通知を行うことができるものとする。
- (4) 前号の規定にかかわらず、指導要綱第7条の規定により実地指導を中止し監査へ変更した場合には、通知を省略するものとする。

（監査結果の通知）

第6条 市長は、監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、文書により当該事業者等に対してその旨の通知を行うものとする。

2 市長は、前項の通知を行った事業者等に対して、通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

（監査後の行政上の措置）

第7条 市長は、監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」及び「許可の取消し等」の規定又は法第6章に掲げる「勧告、命令等」及び「指定の取消し等」の規定に基づき、次に掲げる行政上の措置をとるものとする。

(1) 勧告

市長は、法第76条の2第1項、第78条の9第1項、第83条の2第1項、第91条の2第1項、第103条第1項、第115条の8第1項、第115条の18第1項、第115条の28第1項、第115条の34第1項及び第115条の45の8第1項に規定する指定基準違反の事実が確認された場合、当該事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告し、期限内に文書により報告を行わせるものとする。なお、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

市長は、法第76条の2第3項、第78条の9第3項、第83条の2第3項、第91条の2第3項、第103条第3項、第115条の8第3項、第115条の18第3項、第115条の28第3項、第115条の34第3項及び第115条の45の8第3項に規定する正当な理由がなくて前項の勧告に係る措置をとらなかった場合、当該指導対象事業者等に対し、期限を定めて文書により、その勧告に係

る措置をとるべきことを命令し、期限内に文書により報告を行わせるものとする。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

(3) 指定の取消等

市長は、指定基準違反等の内容等が、法第77条第1項、第78条の10、第84条第1項、第92条第1項、第104条第1項、第115条の9第1項、第115条の19、第115条の29及び第115条の45の9第1項のいずれかに該当する場合、又は第115条の35第4項の規定による命令に従わない場合においては、当該事業者等に係る指定、許可を取り消し、又は期間を定めてその指定、許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。なお、指定の取消し等を行った場合には、その旨を公示しなければならない。

（聴聞等）

第8条 監査の結果、事業者等が命令又は指定の取消し（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与するものとする。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

（監査後の経済上の措置）

第9条 市長は、監査の結果、勧告、命令又は指定の取り消し等を行った場合に、介護報酬の請求に関し、不正又は不当の事実が認められた時は、保険給付の全部又は一部について法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収するものとする。

2 前項の場合において、取消処分等を行ったときは、当該事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を徴収するものとする。

（補則）

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行し、平成18年度監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。